

TA 業務における通勤時間の扱いについて

【ご意見・ご要望】(投稿日:2024 年 12 月 6 日)

学生意見箱の制度を利用して、以下の通り提案いたします。

大学院の学生が授業の補助業務を行うティーチング・アシスタント(TA)業務のアルバイトについて、桂キャンパス、宇治キャンパスおよび遠方から通学している学生に対して通勤手当を支給することを要望します。

現在、桂キャンパス、宇治キャンパスから吉田キャンパスへ移動する際、キャンパス間の連絡バスと公共交通機関のどちらを利用しても片道 1 時間程度が必要です。そのため、学生の拘束時間は給与の発生する勤務時間よりも 2 時間程度長くなっています。

この状況は、学生の教育、研究活動の時間を圧迫し、他のアルバイトなどを諦めざるを得ないことから、京都大学ティーチング・アシスタント実施規定の定める「当該教育補助業務等に対する手当支給により学生の処遇の改善に資する」に反しています。

京都大学ティーチング・アシスタント実施規定には「本学の教育向上に協力的な者に対し」と記載されていますが、実際には研究室内の他学生、教員との人間関係の都合で TA 業務を引き受けざるを得ない状況にあります。また、近年は大学院へ進学する学生が減少しており、TA 業務の人員が不足していることから、TA 業務を断ることが難しくなっています。

一般のアルバイトは勤務地や待遇によって職種を選ぶことができる一方、TA は勤務地や待遇が定められており、上記の理由から業務を行わないという選択もできません。

また、

- ・以前までは TA 業務の給与は他のアルバイトよりも比較的高かった一方、近年では物価、最低賃金の上昇に伴いその利点が薄まっていること
- ・教員は勤務時間内に授業のために研究室(桂・宇治)から吉田キャンパスへ移動していること

という 2 点からも TA の待遇改善が必要であり、通勤手当の支給が適当であると考えます。

TA の業務実態の調査および待遇改善のご検討をよろしくお願いいたします。

【回答】(回答日:2025年1月24日)
(回答部署:人事部人事企画課給与掛)

通勤手当は、勤務場所への出勤に際し、交通機関の運賃や料金の負担が生じる場合にその額を支給する制度となっております。

TA業務については、基本的には通学するキャンパスでの勤務が想定されています。また、通学先と別のキャンパスでTA業務に従事する場合であっても、大学の運行するキャンパス間連絡バスを使用いただければ、移動による経済的負担は生じません。従いまして、通学するキャンパスでの勤務や連絡バスを使用可能なケースでは、通勤手当を支給しておりません。

なお、休学中に業務に従事する場合や、リサーチ・アシスタントなどでキャンパスと離れた場所で勤務する場合などは、これまでも通勤手当を支給しております。

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

ティーチング・アシスタント制度の目的にそぐわない、業務を断れないといったお困りごとについては、教育推進・学生支援部教務企画課までご連絡下さい。

なお、今回いただきましたご意見については、今後の若手研究者の育成に関する議論をおこなう際に参考にさせて頂きたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。